

(セッション2 韓国)

## 韓国の倒産手続における専門家の役割

法務法人(有) 律村 弁護士 金哲萬

(KIM, Chul Man, Partner, Yulchon LLC)

### I. 倒産手続<sup>21</sup>における専門家の重要性

倒産手続は一般法に基づいて形成された権利関係を強制的に変更するものであるため、様々な関係者の利害が激しく対立する。したがって、このような倒産手続において、原則を定めそれに基づいて対立する利害関係を調整するために、また決定した構造調整計画や弁済計画などに不服のある利害関係者を拘束する権威ないし正当性を確保するためには、中立的で、専門的な知識を持つ専門家の役割が大変重要となる。専門家はその本来の役割を果たさなければ、倒産手続において対立する様々な利害関係を適切に調整することができず、むしろ紛争を極大化させる可能性もあるので、倒産手続における専門家の役割は民事訴訟におけるそれよりもずっと重要であると言える。

倒産手続における専門家の範囲に関しては議論がありうる。回生事件において倒産裁判所によって選任された管理人（ここで言う管理人とは裁判所の選任を受けた者を指している）まで、すべて専門家の範疇で議論することもできるが、裁判所は倒産事件の主宰者として国家の司法権を行使する機関であり、管理人は倒産事件の当事者であるため、両方とも倒産事件の専門家としての「業務 (practice)」を遂行するとは言えない。したがって、ここでは倒産手続の主宰者

---

<sup>21</sup> 著者に最初与えられた主題は“The Role of Bankruptcy Practitioners in Korea”だったが、“Bankruptcy”は韓国で「破産」と翻訳されており、上記のタイトルのままでは韓国の色んな倒産手続の中で「破産」手続に限定した説明をすることになるので、倒産手続を包括的に説明するために論文のタイトルを任意で“Bankruptcy”から“Insolvency”に変えた。なお、本原稿の日本語訳は早稲田大学法学研究科博士課程の崔廷任さんが担当されたものである。

又は当事者ではなく、弁護士とその他の倒産専門家に範囲を絞って、その役割について検討することにする。

## II. 倒産事件における弁護士の役割

### 1. 倒産手続における弁護士の必要性

弁護士を必ず選任しなければならない倒産手続はない。各当事者が法律の規定に従って正しく自分の権利を行使するのであれば、敢えて弁護士の諮問を受ける必要はない。しかし、倒産手続は一般の民事訴訟手続以上に非専門家には慣れない手続であり、手続でミスをすると権利が消滅したり<sup>22</sup>、相殺権が消失したり<sup>23</sup>、議決権は行使できないにもかかわらず決議に拘束されたりする<sup>24</sup>など、致命的な損害が生じる可能性がある。また、債務者としては、自分にふさわしい倒産手続を選択できず、無用な手続を踏む危険も存在する。裁判所が各利害当事者の立場を確認してそれに合わせて妥当な調整を行うことも考えられるが、これはあくまで後見的な配慮に過ぎず、自己の利害を貫徹するのは各利害関係者の責任である。したがって、倒産専門家としての弁護士には、訴訟専門弁護士として法廷の代理業務を遂行すること以外にも、多様な経験に基づいて各利害当事者の権利を保護するための策を講じる諮問としての役割も要求される。現在では倒産手続における弁護士の諮問は当然なものになっている。

### 2. 倒産手続における弁護士の役割

---

<sup>22</sup> 債務者回生および破産に関する法律（以下「法」）第 251 条

<sup>23</sup> 法第 144 条第 1 項

<sup>24</sup> 企業構造調整促進法第 26 条第 6 項および第 7 項。以前は企業構造調整促進法が適用されワークアウト手続に拘束される債権金融機関の範囲が明確であったので債権届出をせず議決権の行使ができないケースはほとんどなかった。しかし、2016. 3. 18. 制定された新企業構造調整促進法はその適用対象を「金融債権者」まで拡大しており、金融債権者の範囲に属するか否かに関して議論がありうる。その結果債権届出等をせず議決権の行使ができないにも関わらず金融債権者協議会の決議には拘束されるというケースが現れる可能性が高くなっている。

財政的な困難に陥った債務者としては、回生手続やワークアウト手続（管理手続）などの中で、どの手続が自分に適切な手続であるかを知ることができず、自分が選択した倒産手続が成功するかについても確信できない場合がほとんどである。弁護士は、このような場合に、債務者の現状を把握して、未来の展望を予測し、さらに自分の経験を踏まえて、債務者にもっとも適した手続を勧め、その申立書を準備し、債務者を代理する業務を行う。この過程で、既存契約の維持の可否、担保権の存否、既存経営権の維持の可否および職員の雇用維持の可否だけではなく、渉外的な法律問題も考慮しなければならず、会計士との協業なども必要になる。また回生手続が開始された債務者の場合、債権者一覧表の作成、回生計画案の作成など、回生手続の全般について管理人に諮問を提供する。

一方、債権者のための弁護士の業務は倒産手続開始前の債権回収業務から始まる場合が多いが、倒産手続が開始されると各倒産手続における債権者の権利を保護するために策を講じ、必要な場合は債権調査確定裁判など訴訟事件の代理も行う。また、債権者協議会が構成される場合は、裁判所の許可を得て債権者協議会に法的な諮問をする。

それ以外にも、M&Aが行われる場合、買取希望者、債務者の従来株主等、倒産手続のすべての利害関係者の種々の利害関係を保護するために弁護士の諮問がなされている。

### 3. 破産管財人としての弁護士の役割

破産管財人の資格について法律上制限はないが、実務では、破産管財業務には事業経営能力より法律知識が必要であり、訴訟遂行における費用節減および迅速な手続の進行、そして中立的な業務遂行が必要であることから弁護士を破産管財人と選任することを原則としている<sup>25</sup>。破産

---

<sup>25</sup> 法人破産実務第4版、ソウル中央地方法院破産部実務研究会、54-55頁

管財人選任手続の公正性と透明性を高めるために、裁判所は法人破産管財人候補者名簿を作成し、その名簿に登録された弁護士だけを破産管財人として選任している。破産管財人弁護士選任原則の例外として、預金保険公社が保険金の支給又は資金支援をした付保険金融機関が破産した場合<sup>26</sup>、又は金融機関が破産した場合<sup>27</sup>は、必ず預金保険公社又はその役員、金融専門家を破産管財人として選任しなければならない。

### III. 回生手続における各専門家の役割

#### 1. 管理委員会

##### ア. 制度の導入

管理委員会制度は裁判所の専門性を補完し過大な業務を減らすことで回生手続の迅速・適正な進行を図るために旧会社整理法の1998年2月24日改正で導入された。ソウル中央地方裁判所は1998年5月から同機関を設置・運営している。現在全国のすべての地方裁判所に管理委員会が設置されている<sup>28</sup>。

##### イ. 権限および役割

管理委員会は回生手続に関して裁判所の指揮を受け、(1) 管理人、保全管理人、調査委員の選任に対する意見の提示、(2) 管理人、保全管理人、調査委員の業務遂行の適正性に関する監督および評価、(3) 管理人の否認権の行使、回生債権・回生担保権に関する異議提出に対する指導又は勧告、(4) 回生計画案に対する審査、(5) 債権者協議会の構成と債権者に対する情報の提供、(6) 回生手続の進行状況に対する評価、(7) 管理人集会に関する業務 (8) その他の回生手続において必要な意見の提示などの基本的な業務<sup>29</sup>を行う。また、(1) 回生手続開始

<sup>26</sup> 預金者保護法第35条の8第1項

<sup>27</sup> 金融産業の構造改善に関する法律第15条第1項

<sup>28</sup> 債務者回生および破産に関する規則（以下「規則」）第13条

<sup>29</sup> 法第17条第1項

の申立てに対する棄却決定や保全処分等の裁判所の決定についての意見提示<sup>30</sup>、(2)回生債権の例外的な弁済許可についての意見提示<sup>31</sup>、(3)債務者、保全管理人、管理人の新規の資金借入についての意見提示<sup>32</sup>等の業務も遂行する。

管理委員会は上記のような業務を遂行しながら必要な場合、公共機関、関連専門家又は利害関係人に対して意見を照会することができる。またその職務を遂行するために必要な場合、公共機関又は関係当事者に資料の提出を要請することができ、その他の協力を要請することもできる<sup>33</sup>。債務者の書類の閲覧、工場などの現場に入って調査・検査・確認することもできる<sup>34</sup>。さらに、管理委員会は効率的な業務の遂行のため、管理委員に業務の一部を委任することもできる<sup>35</sup>。

#### ウ．構成

管理委員会は委員長1人および副委員長1人を含む3人以上15人以内の管理委員で構成され、管理委員は常任で務めることができる。任期は3年である。管理委員は、弁護士、公認会計士、銀行法上の銀行、その他大統領令が定める法人で15年以上勤務した経歴がある者、上場企業の役員として在職していた者、法律学・経営学・経済学等の修士以上の学位を取得し関連分野で7年以上従事した者、その他これに準ずる者の中で、地方裁判所長が委嘱する<sup>36</sup>。

## 2. 調査委員

### ア．一般論

---

<sup>30</sup> 法第42条、第43条

<sup>31</sup> 法第132条第3項

<sup>32</sup> 法179条第2項

<sup>33</sup> 規則第26条

<sup>34</sup> 規則第27条

<sup>35</sup> 法第17条第2項

<sup>36</sup> 法第16条

債務者管理人（DIP型）による財政状態等に関する調査は、正確性と客観性が低い場合が多い。また、調査内容も専門的な分野であり、高度の会計・経営・経済知識と判断能力が必要な分野であるので、管理人自らこれを算定するのは難しい場合が多い。したがって、裁判所は必要があると認めるときは、管理委員会の意見を聴いて、1人又は数人の調査委員を選任して、上記の管理人が調査・作成しなければならない事項に関する諸事情を調査させ、回生手続を継続されることが適正か否かに関する意見書を提出させ、その他必要な事項を調査させそれを報告させることができる<sup>37</sup>。法では、調査委員選任は任意的な規定として定められているが、実際のほとんどの回生事件では原則的に調査委員を選任している。

#### イ．資格および選任

調査委員は調査に必要な学識と経験がある者で、当該回生手続に関して利害関係がない者を選任しなければならないので（法第87条第2項）、債務者の株主、債務者に対して債権を持っている者、最近債務者に対して外部会計監査又は経営コンサルティングなどを実施したことがある者は排除される。

また、調査が必要な事項が高度の経済的・経営的知識と判断能力を要求するものである場合、公認会計士や会計法人、信用評価機関などを調査委員として選任するが、特に法律的な検討が必要な場合は弁護士を選任することもできる<sup>38</sup>。

調査委員は裁判所の監督を受ける<sup>39</sup>。管理委員会は裁判所の指揮を受けて、調査委員の業務遂行の適正性について監督する<sup>40</sup>。

---

<sup>37</sup> 法第87条

<sup>38</sup> 回生事件処理に関する例規（以下「例規」）第6条

<sup>39</sup> 法第88条、第81条第1項

ウ. 調査委員の調査内容（第90条ないし第92条）

裁判所から調査の命令がなされると、調査委員は債務者に属する財産の価額を「回生手続開始当時を基準に」評価し<sup>41</sup>、財産一覧表と貸借対照表を「回生手続開始当時を基準に」作成しなければならない<sup>42</sup>。また債務者が回生手続を開始するようになった事情、債務者の業務および財産に関する事項、取締役等の損害賠償請求権を保全するための保全処分又は債権調査確定裁判が必要であるか判断するための事情、その他債務者の回生に必要な事項を調査しなければならない<sup>43</sup>。さらに、裁判所は以下の業務も調査委員に調査させることができる<sup>44</sup>。

1. 債務者の事業を継続するときの価値が債務者の事業を清算するときの価値より大きいか。回生手続を選択することが適切であるか。
2. 債務者の負債額に算入されていない債務者の第3者に対する保証債務の金額、内容、および保証責任の発生可能性
3. 債務者の取締役やこれに準ずる者又は支配人に重大な責任がある行為により回生手続開始の原因が発生したか。そのような取締役等の重大な責任ある行為について支配株主およびその親族、その他大統領令が定める範囲の特殊関係ある株主が相当な影響力を行使していたか。
4. 法第100条ないし第104条の規定により否認できる行為の存否およびその範囲
5. 回生計画案による弁済方法が、債務者の事業を清算する時の各債権者に対する弁済より不利な弁済ではないか。
6. 回生計画案の遂行が可能であるか。

<sup>40</sup> 法第17条第1項第2号

<sup>41</sup> 法第90条

<sup>42</sup> 法第91条

<sup>43</sup> 法第92条

<sup>44</sup> 例規第7条

裁判所が命じた調査事項に対して調査委員は善管注意義務を負う<sup>45</sup>。調査の結果は裁判所が定めた期間内に裁判所へ報告しなければならない。そのために調査委員は債務者の業務と財産の状態について債務者に報告を要求することができ、債務者の帳簿の検査をすることができる。このような業務を遂行するために必要な場合、調査委員は裁判所の許可を得て鑑定人を選任するか、執行官の援助を要求することができる<sup>46</sup>。

### 3. CRO(Corporate Restructuring Officer)

#### ア. 意義および選任手続

CRO は明文の規定はないが、管理人に対する裁判所の監督権の行使として、回生手続を公正で透明に進行させ、債権者たちの利益を代弁しながら回生手続の円滑な進行を補助するために、裁判所から業務の委任を受けた専門家である。CRO は原則的に債権者協議会から複数の候補の推薦を受けて裁判所が事前面接を通じて選抜した者か、裁判部 が既存の経歴者又は管理人養成課程の履修者の中で面接を通じて選抜した者を選任している。実務上 CRO は関係人集会に出席して、債権者たちに債務者の現状と事業の展望、回生計画案に対する意見を陳述する。債権者と債務者の疎通ための架橋としての役割を果たしている。

#### イ. CRO の業務

CRO は（１）債務者の収支を把握し、裁判所、管理委員および債権者協議会に提供する。（２）債務者の取引関係を調査して取引の適切性と透明性を調査する。（３）裁判所の許可事項に関して事前および事後の調査を行い、これを裁判所に報告する。（４）管理人報告書等を調査する（５）債務者の関係会社および営業の現場等を調査し、これを裁判所に報告する。

---

<sup>45</sup> 法第 88 条、第 82 条

<sup>46</sup> 法第 88 条、第 79 条

また、回生手続の専門家として、（１）債権者一覧表や回生計画案の作成、許可申請書の作成など、非専門家である管理人に対して回生手続全般についての諮問を提供する。（２）債権者協議会との意思疎通を通じて、債権者協議会の意見照会を経なければならない主要事項に関する協議を行う。（３）否認権行使が必要な事項について管理人を補助し積極的な役割を果たしている<sup>47</sup>。

#### IV. その他の法廷倒産手続における専門家の役割

##### 1. 個人回生手続における回生委員の役割

###### ア. 意義

個人回生手続における回生委員は裁判所の監督を受けて、弁済計画認可前には債務者の財産および所得に関する調査を検討し債務者が提出した弁済計画案の適正性に対する意見を提示して、弁済計画認可後には債務者が納入した弁済額を個人回生債権者に分配し弁済計画の遂行を監督する業務を担当する。個人回生手続では、債務者が個人回生財団の管理・処分権を持つことになるので、それに対する裁判所の監督を補助し円滑な分配を行うために設けられた制度である。

###### イ. 選任

回生委員の選任時期に制限はないが、通常は申立ての直後、直ちに選任するのが実務である。裁判所は、従来、裁判所事務官の地位にある裁判所職員を回生委員として選任してきたが<sup>48</sup>、徐々に選任の対象を拡大して、弁護士および司法書士等も外部回生委員として選任している。外部回生委員には、債務者が納付する予納金や弁済計画案に従って寄託した金額などの一部を報酬として支払っている。

---

<sup>47</sup> 回生事件実務（上）第4版、ソウル中央地方法院破産部実務研究会、251、254頁参照

<sup>48</sup> 回生委員の資格は法第601条に定められている。

## ウ. 業務

回生委員は、裁判所の監督を受け、債務者の財産および所得に対する調査、否認権の行使命令の申請およびその手続への参加、個人回生債権者集会会議の進行、債務者が認可された弁済計画の内容に従って弁済金員を寄託する場合これを個人回生債権者に支給する業務等、法令で定められた業務を遂行する。債務者は、裁判所の命令または回生委員の要請がある場合、財産および所得、弁済計画その他必要事項について説明しなければならない<sup>49</sup>。

## 2. 破産手続における監査委員の役割

破産手続には、破産債権者全体の権利を守るために、破産管財人の職務執行を監視し<sup>50</sup>、その業務に同意することを仕事<sup>51</sup>とする監査委員制度が設けられている。しかしソウル中央地方裁判所破産部は、監査委員に報酬を支払うと配当額が減少する点、監査委員が選任されると裁判所の破産管財人に対する監督権の行使が不可能になる点等の理由から、事実上監査委員を選任しない運営をしており、現在はほとんど使用されていない<sup>52</sup>。

監査委員は第1回債権者集会において、監査委員の設置が必要であるとの提案がある場合、債権者集会の決議により設置できるが<sup>53</sup>、裁判所はその決議が破産債権者一般の利益に反すると認められる場合、その決議の執行を禁止することができる<sup>54</sup>。

## V. 法廷外倒産手続における専門家とその役割

---

<sup>49</sup> 法第 602 条

<sup>50</sup> 法第 379 条第 2 項

<sup>51</sup> 法 374 条第 1 項

<sup>52</sup> 法人破産実務第 4 版、ソウル中央地方法院破産部実務研究会、113－114 頁

<sup>53</sup> 法第 376 条

<sup>54</sup> 法第 375 条

企業構造調整促進法または自律協約等を根拠として金融債権者中心で行われるワークアウト(Workout)手続(管理手続)は、基本的に法廷外(Out of Court)で行われる自律的な再生手続である。したがって、ワークアウト手続によって影響を受ける当事者が専門家として自律的に再生手続に参加する以上、他の再生手続とは違って、手続に対する監視や監督、又はけん制機能を担当する専門家は存在しないことになる。しかし、自律的で集团的という再生手続の特性を鑑みると、少なくとも債務者の現況と今後の展望については専門家による客観的な検証および評価が必要になる。

このことから、ワークアウト手続の基本法であると言える企業構造調整促進法には、金融債権者協議会は、ワークアウト手続が開始された企業に対して、当該企業との協議により選任した会計法人等の外部専門機関による資産負債の実査および継続企業としての存続能力評価等を要請できると定められている。この場合、当該企業は外部専門機関の実査および評価において必要な資料を提出するなど、積極的に協力する義務を負う<sup>55</sup>。

原則的にワークアウト手続を開始する場合、債権行使の猶予期間は1か月を超過しない範囲で定めなければならないが、1回に限り、1か月の範囲で、金融債権者協議会の議決を経て、延長することができる。しかし、当該企業に対して資産負債の実査を実施する旨の決議がなされたときは、最初の債権行使の猶予期間を3か月を超過しない範囲で定めることができる。

会計法人等の外部専門機関は企業の資産と負債、継続企業としての存続条件(自救計画の妥当性、債権者の金利の引下げの可否、債権行使の猶予期間、出資転換の可否、新規資金の必要有無)を検討し、当該企業および金融債権者協議会に報告する。メインバンクはこのような実査結果等を考慮し、企業の企業改善のための計画を作成して金融債権者協議会に提出しなければならないが、事前に企業と協議しなければならない<sup>56</sup>。仮に金融債権者協議会が企業改善計画を議決し、

---

<sup>55</sup> 企業構造調整促進法第12条

<sup>56</sup> 企業構造調整促進法第13条第1項

企業との間で企業改善計画の履行のための約定を締結すると、金融債権者の権利は計画の規定によって変更される。企業改善計画が議決された後にも議会の議決によって企業改善計画を変更することができるが<sup>57</sup>、この場合、外部専門機関の実査を追加的に実施することができる。

一方、金融債権者の決議に反対する金融債権者は賛成債権者に対して自分の金融債権の買取を請求することができる。買取請求した反対債権の買取価格および条件は反対債権者と賛成債権者の協議によって決定されるが、合意が成立しない場合、賛成債権者又は反対債権者は金融債権者調整委員会に調整を申請することができる。この場合、調整委員会は、両者が合意して選任した会計専門家に、当該企業の価値と財産状態、約定の履行可能性、その他の事情を考慮させ、その結果から公正な価格を決定しなければならない<sup>58</sup>。最近の実務において金融債権者協議会は、反対買取請求がある場合、会計法人が予め反対買取請求された債権の買取価格を評価し報告するよう、事前に決議しておくことが多い。

## VI. 結論：専門家の役割および責任の増大

今まで検討したように、倒産手続は相互対立的で集団的な利害関係が衝突する場面であるので、種々の専門家が存在しなければ社会的な合意に到達できず失敗する可能性が高い。この点から見ても専門家の存在は必須である。産業の高度化および債権債務関係の複雑化等を考慮すると、今後も専門家の役割は更に拡大すると考えられる。またそれに比例して、専門家には専門的な知識以外にも、より客観的で良心的な行動が要求され、その責任も増大すると予想される。

---

<sup>57</sup> 企業構造調整促進法第13条第4項

<sup>58</sup> 企業構造調整促進法第27条第5項